

改正版

# 神戸市PTA総合補償制度の手引き

〔保存用〕

神戸市PTA安全教育振興会



# 神戸市PTA総合補償制度のしおり

神戸市PTA安全教育振興会

## 1. PTA総合補償制度について

神戸市PTA協議会では、従来、神戸市PTA総合保険として、保険会社と特約し、PTA活動中の会員ならびに園児、児童、生徒の傷害に備えた保険を実施してきました。

ところが、加入者より、見舞金制度の拡充など総合保険の見直しの要望があり、そのため神戸市PTA協議会では、平成2年度より、他府県他都市PTA協議会のPTA総合保険の状況、調査、神戸市教育委員会や保険会社との研究協議を積み重ねました結果、平成5年度に、PTA会員によるPTA会員のための保険をめざし、神戸市PTA安全教育振興会（以下本会と言います）が発足しました。

本会が運営しておりますPTA総合補償制度の内容は、この手引きの「2. 本総合補償制度の内容」に記載の通りであります。PTA活動の安全を根底にしながら、万一、災害事故にあった場合、従来よりも見舞金制度の質量両面での拡充をはかったものであります。

この運営にあたりましては、神戸市教育委員会、神戸市立校園長会、神戸市PTA協議会、保険会社各位のご指導ならびにご協力をいただいております。特に、管理者賠償責任保険等については保険会社に受託して頂いております。

学校外活動の重要性が増し、PTA活動がますます活発化されるであろう状況の中で、その活動を側面から支援するため、このPTA総合補償制度は更に拡充する事が求められております。なお平成7年度に会則改正案が出され改正の運びとなりました。平成10年度以降どこにも請求できない災害が発生し、PTAの総合補償制度のよりよい活用ができないものかと相談も出てくるようになり、最近の社会状況に対応出来るよう、再度見直しされ、明解な会則及び規定、すみやかな運営ができるよう平成13年度に改正されました。しかし、平成18年4月に「改正保険業法」が施行され、今までの任意の共済給付金制度は平成19年度限りとなり、平成20年6月以降は、新たな「見舞金制度」に移行し、見舞金の上限が10万円となったことにより、負担金の見直しの要望があり、平成25年度から負担金の減額をすることになりました。PTA活動を行う上での有効な手段として、ご利用いただき神戸市PTA安全教育振興会にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 本総合補償制度の内容

次のような事故がお支払いの対象となります。

### (1) PTA加入者および園児、児童、生徒の災害事故

PTA加入者（「みなし加入者」を含みます。）、園児、児童、生徒がPTA主催もしくは共催の行事に参加中（自宅と集合もしくは解散場所の通常の経路の往復途上を含む。）被った災害や死亡事故に対する見舞金等の給付を行います。

但し、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、および神戸市学校園安全互助会災害給付制度の対象となる場合を除きます。

注1 PTA加入者が園児、児童、生徒の両親でない場合は、PTA加入者名簿に記載された者とします。

注2 PTAが主催もしくは共催する行事とは日本国内において行われる行事で、PTAが企画立案し、PTA会則に基づく手続きを経て主催もしくは共催が決定されたものなどをいいます（例－PTA総会、運営委員会、役員会、常任委員会、研究会、授業参観、運動会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外補導活動等）。

注3 「みなし加入者」とは、園児・児童・生徒の祖父母などで、父母の代わりにPTA活動を行ったものを言います。また、加入者・「みなし加入者」（祖父母など）が就園前の乳幼児をともなってPTA活動を行った場合、この乳幼児も準加入者の中に含まれます。

### (2) 単位PTAの賠償事故について

単位PTAの管理下において、管理上の過失により次の法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に

ついて補償されます。

- ① P T Aが主催・共催して諸行事を行う場合に、管理上のミスによってP T A加入者や他人の身体・財物に損害を与えた場合

(P T A活動補償)

- ② P T Aが他人からスポーツ用具その他の財物を借りて諸行事を主催している間にその用具などを壊したり、紛失したり盗まれたりした場合

(保管物補償)

### 3. お支払いする見舞金の額 (上限10万円)

- (1) P T A加入者 (みなし加入者を含む。)、および園児、児童、生徒の災害事故の場合

- 死亡された場合 (死亡弔慰金)

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は10万円をお支払いします。

- 入院の場合 (医療見舞金)

ケガをし、そのケガがもとで入院された場合、入院日数1日につき5,000円を事故の日からその日を含めて180日以内としてお支払いします。

- 通院の場合

ケガをしそのケガがもとで通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院の日数に対して、(A)または(B)により算出した金額のうち高い額をお支払いします。

(A) 通院1日につき3,000円

(B) 診療期間×500円

(注) 入院通院を併せても180日以内とします。

- 歯の欠損

前歯 (永久歯) 2本まで5万円限度  
3本以上10万円限度

- 眼鏡・補聴器等の損傷

損傷の補助として3万円を限度としてお支払いします。

- 交通事故

1) 交通事故とは他の乗用具に接触及び交通乗用部に搭乗中により負傷した場合。

- 特例見舞金

役員会の決議により、限度額10万円までをお支払いします。

1) 特例見舞金

2) 教師の公務中における事故につき、加害者に請求できない場合。

### 4. 補償期間

6月1日より1年間です。

### 5. 加入手続き

- (1) 加入手続

- ① 単位P T Aの一括加入とします。

- ② 各単位P T AはP T A加入者名簿により、各P T A加入者世帯数を算出し、「加入申込書」3通 (様式運営細則1) に記入し、本会事務局に、負担金合計金額と共に提出してください。本会は、審査のうえ単位P T Aにたいし、加入手続きが完了した旨の証明をいたします。(提出された3通のうち1通に加入の旨の証明をなし申込者に交付し1通を本会に、1通を損害保険会社に保存します。)

③ 負担金

単位PTA毎に、PTA加入者一世帯あたり一年間100円です。

④ 振込送金の場合は本会所定の振込用紙を使用してください。(振込手数料は振興会負担)

⑤ 異動

(A) 期間途中での転入・転出等の異動があった場合は各単位PTA備え付けの加入者名簿を修正のうえ、保管してください。

(B) 転出入の場合においては、転出入先学校、園が本総合補償制度に加入している場合は自動的に継続されますが、そうでない場合は資格を喪失します。

## 6. 見舞金の請求手続

### (1) 災害事故の場合

① 事故が発生しましたら、速やかに、事故発生通知書(様式1)と証明書(様式2)<sup>※</sup>を本会に提出ください。尚、見舞金は、後日、治癒されてから、次の記載のとおりに請求してください。

※ 神戸市PTA総合補償制度(様式2)

所属PTA会長名による証明書を提出下さい。(入院・通院・眼鏡・補聴器等歯牙の欠損・後遺障害・死亡の災害給付請求の時、必要です。)園児・児童・生徒・教師の場合は「在学(園)・在籍証明書」欄に、PTA加入者の場合は「PTA加入者証明書」欄に記入ください。

### ② 見舞金請求に必要な書類

(イ) (入院・通院・歯の損傷・眼鏡等の損傷)

見舞金請求書(様式3)に必要な事項を記入のうえ、単位PTAの振込先を指定し、本会に提出してください。

(ロ) 医師の点数表

治療を受けた病院・医院の診療報酬点数表が必要です。但し入院・通院の給付金の額が五万円以下の場合には所定の入院・通院申告書(様式4)と診療報酬点数表(コピー可)を提出ください。ご不明な点をご相談ください。

死亡の場合

・上記(様式2)、(様式3)の書類のほかに、死亡診断書(または死体検案書)および除籍された謄本・住民票・印鑑証明を提出ください。

## 7. お支払いするPTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の給付額

### (1) 死亡された場合(死亡弔慰金)

○事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は100万円をお支払いします。

### (2) 後遺障害の場合(後遺障害見舞金)

○事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときはその程度に応じて100万円の3%ないし100%の所定の割合の額を給付します。

### (3) 単位PTA管理下行事の管理責任による賠償事故の場合

PTA活動にともなう賠償責任

○身体障害1名3億円 免責1事故1,000円 1事故10億円

○財物損壊1事故3,000万円 免責額は1事故1,000円

○保管物に対する賠償補償1名につき10万円 保険期間中500万円 免責金額1事故5,000円

被害者にも過失がある場合、過失相殺が適用されることがありますからご注意ください。

(お支払いできない場合)

故意、自殺、犯罪、闘争行為、無免許運転中の事故、脳疾患、疾病、心神喪失、地震、噴火、津波、戦争、

その他の変乱、原子核反応、他覚症状のない頸部症候群（鞭打ち症）、腰痛など  
（お支払いが得られない主な場合）

暴動、変乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任

施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任

自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任

被保険者の占有を離れた物（飲食物を含む。）に起因する賠償責任（食中毒など）

使用した物自体のキズ、欠陥もしくは自然損耗もしくは性質による破損に起因する賠償責任

P T A活動の終了後のP T A活動以外の活動に起因する賠償責任

## 8. 保険金の請求手続

災害時事故の場合

- (1) 事故（後遺障害・死亡）が発生しましたら速やかに、事故発生通知書（様式1）・証明書（様式2）を本会へ提出ください。本会より、損害保険株式会社へ送付します。保険会社から書類が送られてきますので指示に従ってご請求ください。
- (2) 死亡の場合、死亡診断書（または死体検案書）および除籍された謄本・住民票・印鑑証明が必要です。

賠償事故の場合

- (1) 事故の通知

事故が発生しましたら速やかに、事故発生通知書（様式1）と証明書（様式2）を本会に提出ください。本会より、損害保険株式会社へ送付します。保険会社から書類が送られてきますので指示に従ってご請求ください。

- (2) 示談解決

具体的な賠償金額の決定に当たっては複雑な問題もありますので、示談解決の前に保険会社と十分な打ち合わせを行い指示に従ってください。

- (3) 被害者の損害額を立証するための書類

被害者側の損害額を立証するための書類とは、たとえば、診断書、治療費明細書、休業損害証明書などが詳しくは保険会社の指示に従ってください。

- (4) その他の書類

上記書類以外にも書類のお願いをすることがありますのでご了承ください。（例えば、第三者から借用した保管物の盗難事故の場合には警察署への盗難届出証明書、交通事故の場合には交通事故証明書等）

- (5) 見舞給付金・保険金請求書の提出先

神戸市P T A安全教育振興会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2

神戸市総合教育センター内 神戸市P T A協議会 気付

## 9. お問い合わせ先

本補償制度に関する質問・要望・相談等がありましたら下記にお願いします。

神戸市P T A安全教育振興会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2

神戸市総合教育センター内 神戸市P T A協議会 気付

電話・FAX 078-360-3455

または、

三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 神戸第二支社

〒650-0023 神戸市中央区栄町1-1-18

電話 078-331-8517 FAX 078-331-8548

## 見舞金・保険金請求必要書類一覧表

必要書類	事故内容	災害給付			賠償責任		備考	様式
		入院・通院	後遺障害	死亡	保 険			
					身 体	財 物		
事故発生通知書		○	○	○	○	○	PTA会長名で、事故後速やかに提出してください。	1
神戸市PTA総合補償制度証明書		○	○	○			PTA加入者かどうかにより左右の欄を選択ください。	2
見舞金請求書 (入院・通院)(眼鏡・補聴器等歯牙の欠損)		○					被害者が未成年の場合は親権者が請求してください。	3
入院・通院申告書		○			○		申告書に診療報酬点数表(コピー可)を添付してください。	4
災害給付金請求書 (後遺障害・死亡)			○	○			被害者が未成年の場合は親権者が請求してください。本書の提出があると、本会から保険会社に連絡します。	6
後遺障害診断書			○					7
死亡診断書(死体検案書)				○				
住民票			○	○				
戸籍謄本				○			死亡の事実の記載のあるものを提出してください。	
印鑑証明			○	○				
賠償責任保険請求書					○	○	PTA会長の署名押印のあること。	8
示談書					○	○	示談成立前に三井住友海上火災保険株式会社の指示に従ってください。	
損害額立証関係書類					○	○	どのようなものが適切か三井住友海上火災保険株式会社に御相談ください。	

(様式1)

No. \_\_\_\_\_

# 神戸市PTA総合補償制度事故発生通知書

年 月 日

所属PTA名 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

加入者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

加入者住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

事故日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_

行事名 \_\_\_\_\_ 事故場所 \_\_\_\_\_

事故状況 (事故の発生原因、状況、結果など、なるべく詳しくご記入ください)
---------------------------------------

<b>傷害見舞金</b> (入・通院)・眼鏡・補聴器等、歯牙の欠損 (該当項目を○でかこんでください)
上記の通り傷害見舞金 (入・通院)・眼鏡・補聴器等、歯牙の欠損の事故が発生しましたので報告します。 神戸市PTA安全教育振興会が治療した医療機関に対し、私の傷病に関する照会を行うにあたって、私の個人情報を提供することに同意します。
<b>神戸市PTA安全教育振興会御中</b> 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2 神戸市総合教育センター内 電話番号 (078) 360-3455

<b>賠償責任保険</b>
賠償責任保険の事故が発生しましたので報告します。
<b>三井住友海上火災保険株式会社御中</b> 〒650-0023 神戸市中央区栄町1-1-18 神戸支店 神戸第二支社 電話番号 (078) 331-8517

物損事故の場合 被害物件
身体事故の場合 被害者の傷害程度
被害者 (相手の方) 名 前 住 所 電話番号
届出警察署名 警察署/派出所/担当官

**※注意事項**

1. 傷害保険・眼鏡等、歯牙の欠損・賠償責任保険のいずれであっても上記の所属PTA名、加入者名、加入者住所、事故日、事故場所、事故状況は必ずご記入ください。
2. 傷害保険・眼鏡・補聴器等、歯牙の欠損は神戸市PTA安全教育振興会が担当し、賠償責任保険は三井住友海上火災保険株式会社が担当しますが、いずれの場合でもこの事故発生通知書は、神戸市PTA安全教育振興会あて、ご送付ください。

(様式2)

# 〔在学(園)在籍加入者〕

# の 証 明 書

## 在学(園)在籍加入者証明書

神戸市PTA安全教育振興会 御中

下記の者は生徒として在学  
教師として在籍  
していることを証明します。

名前	年令	才
----	----	---

年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

## PTA加入者証明書

神戸市PTA安全教育振興会 御中

下記の者は当PTAの加入者であることを証明します。

名前	年令	才
----	----	---

年 月 日

PTA名 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )

会長名 \_\_\_\_\_ 印

(様式3)

## 見舞金請求書

(入院・通院) 眼鏡・補聴器等、歯牙の欠損

神戸市PTA安全教育振興会 御中

PTA名

(フリガナ)

請求者名 (会長)

会長印

下記の災害について、事実と相違ないことを確認したので会則並びに見舞金規定により請求します。

行 事 名	
被 災 者	名 前 加入者名 年 令 才 加入者との続柄 ( )
発 生 年 月 日	
発 生 場 所	
事 故 原 因	
請 求 内 容	1. 医療見舞金 2. その他 ( )
見舞金振込先	銀行・信用金庫・農業協同組合 支店・支所 単位PTA口座番号 (フリガナ) 単位PTA口座名義

(委任条項)

上記事故に関し、PTA会長に見舞金請求および受領に関する一切の件を委任します。

被災者

住所

名前

印

(未成年のときは親権者)

住所

名前

印

(様式4)

# 入院・通院申告書

神戸市PTA安全教育振興会 御中

※診療報酬点数表（コピー可）は裏面に添付ください。

負傷者名		男・女																															
おケガをされた体の部位	頭部・顔面・頸部・腕・手・脚・足・その他（くび）																																
おケガの状態	打撲・捻挫・骨折・切り傷・すり傷・その他（ ）																																
入・通院期間	入院治療	日間				通院治療	日間				うち実際に通院した日数（日）																						
	自	年	月	日	自	年	月	日	至	年	月	日																					
実際に通院治療した日（○印をつけてください）						実際に通院治療した日（○印をつけてください）																											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 40%; border-top: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px;"></div> <div style="width: 55%;"> <p>病院名 _____</p> <p style="text-align: right;">(外・整形外・ )科</p> <p>担当医師名 _____ 先生</p> <p>電話番号 ( ) _____</p> </div> </div>																																	

上記事実と相違ないことを確認し、申告いたします。

年 月 日

見舞金請求者

(ただし、ケガされた方が未成年者の場合は親権者)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(様式6)

# 災害給付金請求書

(1. 後遺障害 2. 死亡)

三井住友海上火災保険株式会社 御中

下記の内容が事実と間違いないことを確認し保険金を請求します。

下記銀行振込指図のとおり振り込みください。

年 月 日

神戸市PTA安全教育振興会

加入者所属 PTA・名前	所属PTA名 名 前	
保険金請求者	住所 〒 ー 電話 ( ) 名前 印	被保険者との関係 1 本人 2 親権者 3 その他
被保険者 (請求者と同 一の場合は記 入不要)	住所 〒 ー 電話 ( ) 名前 印 男・女 年齢 ( ) 才 職業 ( )	
種 類	1 後遺障害保険金 2 死亡保険金	
事故の 内容	事 故 日 時 事 故 場 所	
	事 故 状 況	
治 療 内 容	傷病名 治療期間 入院日数 ( ) 日・通院実日数 ( ) 日 通院期間 ( ) 日間 欠勤・休学期間 年 月 日から 年 月 日まで ( ) 日間	
保険金銀行振込指図 銀行 支店 口座番号 信用金庫 フリガナ 口座名義人		
他 の 傷 害 保 險	有 無	有の場合・会社名 ( ) 種類 ( ) 証券番号 ( ) 保険金額 ( ) 円
事故証明： 上記事故はPTA活動参加中の事故であることを証明する。 PTA会長 印		



(様式8)

# 賠償責任保険金請求書

三井住友海上火災保険株式会社 御中

年 月 日

添付書類 (○印をつける)

1 保険証券 2 事故証明書 3 示談書 4 示談金額収書 5 診断書 6 治療費明細書

7 修理見積書または請求書 8 その他

〒 -

保険金請求者 (フリガナ) 住所

(被保険者) (フリガナ) 名前

印

保険契約者

(申込人)

保険契約	証券番号第	号枝番	代理店
	保険期間	年 月 日から	年 月 日まで
事故状況	事故日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃	
	事故場所		
	届出官公署名		
	加害者名	被保険者との関係	
	被害者名	男 女 才 職業地位	
	状況、原因、示談の経緯	被害者合計数 ( )	
		見取図	
保険金	請求額 ( ) (損害額-免責額)	示談金額 (対人)	対人賠償のみ複数のときは 各人別記入
(銀行振込希望の場合) 保険金は下記銀行口座に振り込みください。口座 への振り込みを持って支払いがなされたものと 認めます。 被保険者 印 銀行 支店 普通 名義 番号		対人計 ( ) 名 円 (対物) 円 対人対物合計 円	
		事故報告 (有 無) 報告日 年 月 日 報告先 報告をしなかった理由	
保険金	同一危険を担保する他の保険契約	有 無	
	保険会社		
	証券番号		

A decorative border with a repeating floral or scrollwork pattern surrounds the title text.

# 神戸市 P T A 安全教育振興会会則

神戸市 P T A 安全教育振興会



# 神戸市PTA安全教育振興会会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 PTA会員相互の互助精神に基づき、PTA活動の円滑実施に資することを目的として、神戸市PTA安全教育振興会（以下「本会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 神戸市PTA協議会を組織する単位PTA等のうち、第4条第1項に定める手続きを完了した団体をいう。
- (2) 加入者 会員及びみなし会員の団体構成員（保護者、教職員等）並びに団体構成員たる保護者の監護下にある園児、児童及び生徒をいう。但し、止むを得ない理由により保護者に代わりPTA活動に従事する親族等及びPTA活動に従事する保護者に帯同する就園前の乳幼児をも加入者とみなす。（以下「みなし加入者」という。）

### (施策)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を実施する。

- (1) PTAが主催もしくは共催する行事に参加中の加入者が被った傷害事故・災害（以下災害という）に対し見舞金等のお支払いをなすこと。
- (2) PTA団体傷害保険（死亡・後遺傷害のみ）、管理者賠償責任保険に加入すること。
- (3) 安全教育に関する活動をする事。
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事項に関する事。

## 第2章 加入手続き及び負担金

### (加入手続)

第4条 本会の趣旨に賛同し加入を希望する単位PTA等の団体（以下「加入希望団体」という。）は、別に定める見舞金運営規定に従って加入手続きを行い本会会員となることができる。

- 2 前項加入手続きについて、毎年5月末日までに当該手続きを完了したときは6月1日から、また6月1日以降に加入手続きを完了したときはその翌日から、それぞれ会員の資格を取得するものとする。
- 3 本会は、加入希望団体から第1項の加入手続きの申請があった場合、各加入希望団体が予め各団体構成員の合意を得てなされたものとみなす。

### (負担金)

第5条 本会加入手続きに併せて納付する負担金の額は、加入希望団体の団体構成員1世帯あたり100円に世帯数を乗じたものとする。

- 2 前項の規定に基づき納付された負担金は、返還しないものとする。

## 第3章 事業

### (事業)

第6条 本会は第3条に掲げる施策の内容として、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 見舞金等のお支払いに関する事。
- (2) 加入希望団体からの集金事務並びにPTA団体傷害保険・管理者賠償責任保険への契約及び集金事務に関する事。
- (3) 安全教育推進活動の助成に関する事。
- (4) その他会員相互の互助活動に関する事。

- 2 見舞金等のお支払いの対象となる災害及びお支払いの基準については別途定める見舞金規定による。但し、P T A団体傷害保険（死亡・後遺傷害のみ）P T A管理者賠償責任保険については、普通傷害保険普通保険約款およびP T A団体傷害保険特約条項・賠償責任保険普通保険約款およびP T A特別約款に従うものとし、第2条第2号に掲げるみなし加入者については、適用しないものとする。

#### 第4章 役員、評議員及び顧問

##### （役員）

第7条 本会に次の各号に掲げる役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 7名
- (5) 会計監事 3名

- 2 前項に掲げる役員は神戸市P T A協議会役員、神戸市P T A協議会前年度副会長、神戸市立校園長会、神戸市教育委員会の者をもって構成する。

##### （評議員）

第8条 評議員は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第7条に掲げる役員を除く神戸市P T A協議会理事 11名
- (2) 神戸市立校園長会より推薦された者 3名

##### （顧問）

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は本会役員経験者の中から会長が選任し、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

##### （相談役）

第10条 本会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は会長が選任し、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

##### （職務）

第11条 本会役員、評議員、顧問、相談役の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括し執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計を統括する。
- (4) 理事は役員会において議案を審議する。
- (5) 会計監事は会計を監査し、また役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- (6) 評議員は評議員会において議案を審議する。
- (7) 顧問、相談役は本会の運営について会長の諮問に応じる。

##### （役員、評議員の選出）

第12条 本会の役員、評議員の選出については運営規定に定める。

##### （任期）

第13条 本会の役員、評議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 神戸市P T A協議会の理事経験者の再任については、3年を限度とする。
- 3 前任者の補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第5章 会議

##### （会議の種類）

第14条 本会の会議は評議員会、役員会、正副会計会とする。

(評議員会)

第15条 評議員会は本会の最高議決機関であり、本会の役員及び評議員で構成し次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) 予算及び事業計画の決定に関する事。
- (3) 決算及び事業報告の承認に関する事。
- (4) 役員を選出に関する事。
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項に関する事。

2 評議員会は年1回以上開催する。

3 評議員会は会長が必要と認めたとときにも役員会の議を経て開催することができる。

(役員会)

第16条 役員会は会長、副会長、会計、理事及び会計監事で構成し、原則として四半期に一度会長が招集する。

2 役員会は本会の事業運営にかかる事項について審議にあたるほか、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 評議員会に付議する事項に関する事。
- (2) 会則に付属する規定及び細則の制定及び改廃に関する事項。
- (3) 見舞金お支払いの内容の審査・決定に関する事項に関する事。
- (4) その他事業執行に関する事項。

3 前項第3号に規定する見舞金内容の審査・決定に関し、特に必要がある場合は有識者の意見を聞いて決定することができる。

4 役員会は審議事項の一部を正副会計会に委任することができる。

5 役員会は急を要する場合においては、評議員会に代わって議決することができる。ただしこの場合において会長は、議決の経過を次の評議員会に報告しなければならない。

(正副会計会)

第17条 正副会計会は会長、副会長、会計で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 正副会計会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員会に付議する事項に関する事。
- (2) 役員会から委任された事項に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(定足数)

第18条 第13条の規定に基づく会議を開催するに当たっては、当該会議の構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の場合にあたって、当該議事につき予め書面をもってその意思を表示したものは出席とみなすものとする。

3 議決は出席者の過半数をもって決することとする。

## 第6章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる。

(会計)

第20条 本会の事業執行に要する費用は加入者の負担金及びその他の収入をもってあてる。

(剰余金及び損失金の処理)

第21条 本会は毎会計年度において剰余金が生じたときは前会計年度から繰り越した損失を補填し、なお剰余金があるときは災害等準備積立金管理会規定に定める額を災害等準備積立金（以下「積立金」という。）として積み立てる。

2 本会は毎会計年度において損失を生じたときは積立金を取り崩してこれにあて、なお不足があるときはその不足額を繰越損失金として次年度に繰り越す。

3 第1項の積立金はこれを特別会計とし、神戸市PTA安全教育振興会災害等準備積立金管理会（以下「積立金管理会」という。）の承認がなければ取り崩すことができない。

4 前項の積立金管理会については、災害等準備積立金管理会規定に定める。

（積立金の運用）

第22条 本会の積立金の運用は次の各号に掲げる方法でもって行う。

(1) 国債及び公社債等の取得

(2) 銀行預金

## 第7章 事務局等

第23条 本会の会務を処理するため事務局を設け、事務局長及び事務局員若干名をおくことができる。なお詳細は事務局規定に定める。

2 事務局長、事務局員は会長が役員会の承認を経て委嘱する。

3 事務局長は第14条に規定する会議に出席して会務の報告をしなければならない。ただし会議の構成員に算入しないものとする。また事務局員は事務局長を補佐するものとする。

4 会務処理については事務局規定を定め、それに基づいて処理するものとする。

（事務局の所在地）

第24条 本会の事務局を 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2 神戸市総合教育センター内神戸市PTA協議会事務局におくものとする。

## 第8章 会則改正等

（会則の改正）

第25条 本会則の改正は評議員会において、出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

## 第9章 補 則

第26条 本会則を実施するために必要な事項は運営規定によるものとする。

付則

1 この会則は平成5年2月2日神戸市PTA協議会理事会承認

平成5年3月3日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

2 この会則は平成9年6月18日から施行する。

3 この会則は平成20年6月1日から施行する。

平成20年1月31日 神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

4 この会則は平成21年6月1日から施行する。

平成21年12月7日 神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

5 この会則は平成25年6月1日から施行する。

平成25年1月21日 神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

6 この会則は平成30年6月1日から施行する。

平成30年2月26日 神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

## 見舞金規定

第1条 会則第6条第2項に定める見舞金の対象となる災害およびお支払いの基準についてはこの規定の定めるところによる。

第2条 お支払いの対象は加入者が被った負傷（眼鏡・補聴器等の損傷を含む）、交通事故の2種類とし、お支払いの種類および額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医療見舞金

ア 入院の場合は1日につき5,000円をお支払いする。但し、医師が入院の必要を認めた場合に限る。

イ 通院の場合はつぎの(ア)または(イ)により算出した金額のうちいずれか高い方の額をお支払いする。

(ア) 通院1日につき3,000円

(イ) 診療期間（診療期間とは、日常生活・日常業務に復帰するまでの期間をいう。）×500円

ウ 通院とは、医師による治療が必要な場合において、医師の治療を受けること（往診を含む）をいう。

エ お支払いの対象は、入院通院を通じて180日以内とし同日に2ヵ所以上の通院をした場合は1日分として計算する。

オ その他

(ア) 柔道整復師の施術に関しては、次の通り支給を行う。

③3,000円×70%×施術日数とする。

(イ) 鍼灸施術の場合は、医師の指示によりその必要性があったときのみ見舞金を支給する。

（柔道整復師施術給付金支給と同様）

(2) 歯の欠損 前歯（永久歯）の欠損 2本まで5万円まで 3本以上10万円まで

(3) 眼鏡・補聴器等の損傷の補助として3万円を限度とする。

(4) 交通事故医療見舞金

交通法規に抵触する事故の場合、お支払いの制限がある。

(5) その他

ア 一つの災害による第1号から4号に掲げるお支払いの総合計額が10万円を超えるときは、その額を10万円とする。但し眼鏡・補聴器等の損傷の補助も含む。

イ 震災その他非常災害（非常災害とは戦争、暴動、喧騒等これ等に類するものをいう。）についてはお支払いしない。

ウ 故意もしくは重大な過失によるものについてはお支払いを行わないことがある。

エ 災害が多数におよび総支給額が多額となり会員へのお支払いが困難な場合は、役員会において審議する。特に必要と認められる場合は、役員会においてお支払いの可否及び見舞金額について別途決定する。

第3条 お支払いの対象となる災害の範囲はつぎのとおりとする。

(1) PTA主催、共催の行事に参加し直接に被った災害。

(2) PTA主催、共催、もしくは活動に参加するための通常の往路、復路における災害。

(3) 交通事故（他の乗用具に接触及び交通乗用部に搭乗中に負傷した場合に限る。）

(4) 教師の公務中における事故につき、加害者に請求できない場合。

ア 役員会の決議によりお支払いの可否及び見舞金額につき決定する。

イ 但し、賠償を伴うものは適用されない。

2 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付（昭和60年法律第92号）に基づく災害給付

及び神戸市学校園安全互助会災害給付の対象となる場合を除く。

第4条 前2条の定めにかかわらず必要のある時は、役員会の決議によりお支払いの可否および見舞金額（10万円以内）について別に決定することができる。

2 前項において、災害に係わるお支払いについては10万円を限度額とする。

3 第1項の場合において、金額5万円以下のものについては、会長の承認を得て、お支払いすることができる。但し、お支払い後すみやかに次の役員会に報告するものとする。

第5条 見舞金は速やかに会員に対して支給するものとする。

2 お支払いに関し、その申請の全部もしくは一部につき虚偽があったときはお支払いされた金額の全部もしくは一部を返還させることによって生じた損害を賠償させることができるものとする。

第6条 見舞金を受ける権利は災害が発生した翌日から起算して1年以内に請求しなければ時効により消滅する。

第7条 見舞金を受ける手続きは見舞金細則により定める。

付則

1 本規定は平成5年6月1日より施行する。

（平成5年3月3日神戸市PTA安全教育振興会役員会承認）

2 本改正規定は平成5年9月26日発生事故より適用する。

3 本改正規定は平成9年6月18日発生事故より適用する。

4 本改正規定は平成13年6月1日発生事故より適用する。

5 本改正規定は平成20年6月1日発生事故より適用する。

（平成20年1月31日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認）

6 本改正規定は平成25年6月1日発生事故より適用する。

（平成25年1月21日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認）

7 本改正規定は平成30年6月1日発生事故より適用する。

（平成30年2月26日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認）

## 見舞金細則

第1条 見舞金規定第7条に定める給付金の請求について本細則の通り定める。

第2条 加入者に事故発生の場合に会員は、すみやかに本会に事故発生の通知をするものとし、事故発生通知書（様式1）と証明書（様式2）を本会に提出する。

第3条 医療見舞金請求については次の各号による。

(1) 入院・通院の場合は、見舞金請求書（様式3）入院・通院申告書（様式4）を本会に提出する。

第4条 見舞金は会員に支払われるものとし、請求書には会員名義の振込口座を指定しなければならない。

第5条 会員には上記のほか、本会の指定する書類を提出し、指定する事項につき書面で報告する。

付則

1 本細則は平成5年6月1日より施行する。

平成5年3月3日神戸市PTA安全教育振興会役員会承認

2 本細則は平成20年6月1日より施行する。

平成20年1月31日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

3 本細則は平成30年6月1日より施行する。

平成30年2月26日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

# 事務局規定

第1条 会則第23条第1項に基づき次のとおり定める。

- (1) 事務局長は神戸市PTA協議会事務局長が兼務することができる。
- (2) 事務局員は本会専任事務局員とし、雇用契約を締結する。

第2条 会則第23条第4項に基づき次のとおり定める。

- (1) 運営規定第1条（会則第3章第4条）に基づき加入に関する事項。
- (2) 給付金規定並びに給付金細則の施行に関する事項。
- (3) 金銭出納帳簿類の記帳並びに保管。
- (4) 保険証券、預金通帳類、会印等の保管。
- (5) 保険関係書類、各会議関係書類の保管。

2 前項第3号から第5号に掲げる事項に関しては、会計監事の指示に従うものとする。

付則

1 本規定は平成9年6月18日より施行する。

平成9年6月18日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

2 本規定は平成20年6月1日より施行する。

平成20年1月31日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

3 本規定は平成30年6月1日より施行する。

平成30年3月27日神戸市PTA安全教育振興会常任理事会承認

## 災害準備積立金管理会規定

会則第21条第4項に基づき、神戸市PTA安全教育振興会 災害準備積立金管理会規定を次のとおり定める。

(構成)

第1条 本管理会は次のものを委員として構成し、会長が委嘱する。

神戸市PTA協議会会長	1名
神戸市PTA連合会会長	1名
神戸市市立小又は中学校園長会代表	1名
神戸市PTA安全教育振興会会計監事	1名
小・中PTA連合会過去3代前会長	6名

第2条 会則第21条第1項に定める額を次のとおりとする。

2 前項の額は、当該会計年度の剰余金の内、次年度の当座資金を除いた額とする。

(任期)

第3条 本管理会委員の任期は1年（小・中PTA連合会過去3代前会長の任期は3年）とする。但し、再任を妨げない。

(任務)

第4条 本管理会委員の任務は、会則第21条に定める承認の件とする。

(会議)

第5条 会議の招集は本会会長が行い、開催については随時とし原則として年1回開催する。

2 本会の会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 議決は出席者の過半数とする。

付則

本規定は平成9年6月18日より施行する。

平成9年6月18日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

本規定は平成30年6月1日より施行する。

平成30年2月26日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認

## PTA管理者賠償責任保険規定

第1条 保険者は役員会において決定する。

2 被保険者は単位PTAとする。

3 保険契約者は神戸市PTA安全教育振興会とする。

第2条 保険の対象となる主な場合は次のとおりとする。

PTAの管理下において、被保険者が次のような場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について補償するものとする。

(1) 被保険者がPTA活動の遂行によって生じた偶然な事故により他人の身体や財物に対して損害を与えた場合。

(2) 被保険者がPTA活動の遂行のため、第三者から借用したスポーツ用具などの財物に損害を与えた場合。

2 「PTA管理下」とは、「PTAの指揮・監査および指導下」をいう。

3 この管理者賠償責任保険の関係ではPTAの会員および園児児童生徒がPTA活動に参加するため

の所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」に含まない。

但し、「途中集合場所」を指定し、その「途中集合場所」からPTA活動の行われる場所までの引率中は「管理下」ということになる。

- 4 「PTA活動」は日本国内で行われるもので、主催共催を問わないが、会則に基づき正規に行われるものをいう。

第3条 支払いの対象とならない主な場合は次のとおりとする。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任。
- (2) 戦争（宣戦の有無および前後を問わない。）内乱、騒じょう、労働争議によって生じた賠償責任。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によって生じた賠償責任。
- (4) 被保険者と住居および家計をともにする親族に対する賠償責任。
- (5) 被保険者の使用人が業務中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任。
- (6) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任。
- (7) 排水または排気（煙を含む。）に起因する賠償責任。
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊し、その他の工事によって生じた賠償責任。
- (9) 自動車、（原動機がもっぱら人力である場合を除く。）の所有、使用または管理によって生じた賠償責任。
- (10) 被保険者の占有を離れた物または飲食物によって生じた賠償責任。
- (11) 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過したのちに発見された保管物の破損によって生じた賠償責任。
- (12) PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動によって生じた賠償責任。
- (13) PTA会長もしくはその他の役員またはPTA活動の主催、企画もしくは運営に従事するものがPTA活動中に被った身体の障害もしくは財物の損壊によって生じた損害賠償責任を被保険者が負うことによって被る損害は補填しない。

第4条 支払保険金

1回の事故につき1名・1事故の支払限度額の範囲内で、損害賠償金が支払われる。応急手当費用、護送費用、訴訟費用、弁護士費用等についても支払われる。

第5条 支払限度額

対人…1名3億円	1事故10億円
	免責1事故1,000円
対物……………	1事故3,000万円
	免責1事故1,000円
保管物 1名10万円	保険期間中500万円
	免責1事故5,000円

第6条 本規定の施行につき必要な事項は、PTA管理者賠償責任保険細則に定める。

付則

本規定は平成5年6月1日より施行する。

(平成5年3月3日神戸市PTA安全教育振興会役員会承認)

本規定は平成30年6月1日より施行する。

(平成30年2月26日神戸市PTA安全教育振興会評議員会承認)

## P T A 管理者賠償責任保険細則

管理者賠償責任保険規定にしたがい管理者賠償責任保険に関する単位 P T A（会員）と本会の関係につき、次のとおり定める。

### 第 1 条 事故発生の場合

会員は事故発生通知書（様式 1）と証明書（様式 2）をすみやかに本会に提出する。

### 第 2 条 賠償責任保険請求

賠償責任保険の請求は三井住友海上火災保険株式会社からの連絡をまち、請求案件を相談。

### 第 3 条 示談

会員は示談する前に三井住友海上火災保険株式会社と打合せをなし、同会社の指示に従わねばならない。

### 第 4 条 その他の書類

会員は上記のほか、本会もしくは三井住友海上火災保険株式会社の指定する書類を提出し、指定する事項につき書面で報告する。

### 付則

本細則は平成 5 年 6 月 1 日より施行する。

平成 5 年 3 月 3 日神戸市 P T A 安全教育振興会役員会承認

本細則は平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

# 神戸市PTA安全教育振興会 加入申込書

神戸市PTA安全教育振興会 御中

P T A 名	
家 庭 数	戸
負 担 金	家庭数 ( ) × 100円 = 円
園児・児童・生徒数	人

説明書「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」の内容

- (1) 見舞金給付制度のあらまし
- (2) PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険のあらまし
- (3) 重要事項のご説明 (PTA団体傷害保険の契約概要・注意喚起情報)
- (4) 重要事項のご説明 (PTA賠償責任保険の契約概要・注意喚起情報)

上記内容を確認し、神戸市PTA安全教育振興会に加入いたします。

年 月 日

PTA名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ 印

---

## 会 員 証 明 書

本証をもって会員であることを証明します。

年 月 日

神戸市PTA安全教育振興会

会 長 \_\_\_\_\_ 印



